

「石油石炭税法取扱通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
(「滞納処分」の意義等) 第13条 法第5条第3項《移出又は引取り等とみなす場合》に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (省略) (6) <u>企業価値担保権の実行手続 事業性融資の推進等に関する法律(令和6年法律第52号)の規定に基づき行う企業価値担保権の実行手続をいう。</u> (7) 破産手続 破産法 <u>(平成16年法律第75号)</u> の規定に基づき行う破産手続をいう。	(「滞納処分」の意義等) 第13条 法第5条第3項《移出又は引取り等とみなす場合》に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (同左) <u>(新 設)</u> (6) 破産手続 破産法 <u>(大正11年法律第71号)</u> の規定に基づき行う破産手続をいう。